

各 部 長
各 区 理 事 長
教 育 長
市 議 会 事 務 局 長
各 委 員 (会) 事 務 局 長

} 様

南相馬市長 渡 辺 一 成

平成20年度予算編成基本方針について（通知）

I 国の経済情勢

我が国の経済情勢は、内閣府の発表した10月の月例経済報告によると、「景気は一部に弱さが見られるものの、回復している。先行きは企業部門の好調さが持続し家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれている。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。」旨の報告がされている。

II 国の財政の動向

国では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、2011年度（平成23年度）までに基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化することの目標を掲げ、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革を確実に進めることとし、財政構造改革に対する断固たる姿勢を示し、「経済財政改革の基本方針2007」（以下「基本方針2007」という。）においても方針は堅持され、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い最大限の削減を行うことと確認がされたところである。

このような背景のもと、7月に「平成20年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示し、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとし、具体的に公共事業関係経費▲3.0%シーリング、その他の行政経費▲3.0%シーリングを行うこととした。

III 地方財政の状況

i 地方分権改革推進法の制定

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とし、①国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする、②地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを理念におき、自らの判断と責任において行政を運営することを促進することとされている。

ii 基本方針2007の策定

人口減少という過去に例を見ない特殊な社会状況のもとで、①生産性の向上による成長力の強化、②21世紀型行財政システムの構築、③持続的で安心できる社会の実現の3つの柱で取り組むこととし、改革への取組みを改めて加速・深化させていく方針が示されている。

また、国と地方の財政健全化を進めるため、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の確保、自己規律による財政健全化の推進、集中改革プランの着実な実施を推進し、地方行革を強力に推進していくこととしている。

iii 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布

新たな財政健全化の取組みや、企業会計手法の導入に関する公会計改革がより一層加速し、一般会計を始めとするすべての会計において他に依存しない自立した財政運営に努めるとともに、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4比率（健全化判断比率）の公表の制度が設けられ、この比率に応じて財政の早期健全化を図るための計画策定が義務付けられ、更なる財政健全化を図らなければならない。

iv 平成20年度地方財政収支

総務省が作成した8月仮試算では、地方税などの一般財源総額は0.3%増、このうち地方交付税は税収増などを見込み4.2%減、また、歳出総額は前年度と同額の83.1兆円と示されている。仮試算における一般財源の姿として、地方税等は1.1兆円増（42.2兆円）、地方特例交付金等は0.2兆円増（0.5兆円）、地方交付税は出口ベース▲0.6兆円減（14.6兆円）、臨時財政対策債は▲0.4兆円（2.2兆円）としており、国では、景気好況の持続による地方の税収増、それに伴う地方交付税の圧縮を前提として仮算定しているが、都市と地方では税収格差が生じているのが現実であり、本市においても大幅な税収が見込めず引き続き、厳しい財政運営が避けられない状況にある。

IV 本市の財政状況と予算編成の基本的な方針

本市の財政状況を見ると、平成18年度決算の財政分析では公債費関係の各指標及び実質収支比率において概ね適正範囲ではあるものの、経常収支比率が前年度に比して0.6ポイント上昇し87.7%となり、財政構造の弾力性を失いつつある。

また、平成20年度の財政見通しにおいては、歳入では、固定資産税において、引き続き火力発電所償却資産の減価償却による減収、臨時財政対策債の減少により、歳入一般財源の減少は避けられない状況にある。一方、歳出では、扶助費、公債費など義務的経費の増加が確実なことに加え、補助費の増加もあり、財源不足が見込まれる。

以上のことから、平成20年度当初予算編成に当たっては、持続可能で柔軟な財政システムの確立を実現することを基本としつつ、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により限られた財源を効率的かつ効果的に行うため、「経費の節減」や「選択と集中」を積極的に図り、メリハリのある実効性に富んだ予算編成となるよう努めるものとする。

予算の見積りにあたり、この基本方針の下、別紙「予算編成について」で定めるもののほか、下記事項に特に留意の上、予算要求するよう通知する。

記

1 予算編成の基本的な考え方

(1) 実施計画及び経営戦略プランに基づく目標達成のため、中長期に係る重点事業については創意と工夫をこらし、重点選別主義により推進することとし、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたかを十分検証し、予算編成を行うこと。

また、19年度同様に、本庁事業及び各地域事業に対して一般財源ベースで予算枠を配分することとする。

- (2) 限られた財源をこれまで以上に効果的・効率的に活用していくため、行政経営計画（集中改革プラン（H19～H21））に基づき、必要性、緊急性、効果等の観点から重点選別を徹底するとともに、新規施策及び歳出の増加を伴う制度の改正については、**スクラップ・アンド・ビルドの原則**を遵守し、既存施策の廃止、縮小などにより財源の確保を図ること。また、既に実施を決定した事業や設計、建設に着手した事業についても、可能な限り事業規模の見直しや進捗調整を行うこと。なお、新規施策については、原則として終期を設定するものであること。
- (3) 国県の予算、制度に関わる施策については、構造改革の動きの中で大きく変わることが想定されることから、予算編成の動向について情報収集を積極的に行うこと。
 なお、国県補助金等が廃止・縮小分を安易に一般財源で補てんすることがないようとし、市単独事業として実施すべきと判断するものについては、緊急性、必要性、費用対効果などを厳しく精査して要求すること。

2 予算要求の基準

予算要求の基準は、予算事業区分毎に一般財源ベースで以下のように定める。

- (1) 上限を設定する経費（網掛けの箇所については未定、後日通知する。）
- ① 投資的事業は、平成19年度当初予算比 **15%** マイナスした額以内
 - ② 経常経費（一般経費、施設管理運営経費、単独事業、事務費繰出金）、政策的経費等は平成19年度当初予算比 **10%** マイナスした額以内
 - ③ 本庁事業及び地域事業については、枠配分を基本とする。ただし、上記②同様に平成19年度当初予算比 **10%** マイナスした額を目安にすること
 - ④ 上記①②③のうち、実施計画で定めた事業については所要額
- (2) 一律的な要求の上限を設定しない経費
- ① 人件費（時間外勤務手当を除く）
 - ② 公債費
 - ③ 扶助費（補助事業のみ）
 - ④ 災害復旧費
 - ⑤ 法令・条例などにより市の負担が義務付けられている経費
 - ⑥ 平成19年度までに設定した債務負担行為に基づく経費
- (3) 各区自治振興基金事業（小高区・鹿島区・原町区の自治振興基金）について
 各区の地域事業では地域配分額のほか、地域協議会の協議を経て **地域の特色** ある事業を展開する場合、「各区自治振興基金」を財源として地域予算を要求することができる。
- (4) 地域振興基金事業について
 市民の連携の強化及び地域振興を図るため、地域振興基金条例及び同施行規則に基づき事業を実施する場合、「地域振興基金」を財源として予算を要求することができる。
- ① 市民の **連携強化**（地域住民の一体感の醸成）の事業 **所要額**
 例示：イベントの開催、市の魅力化・イメージアップ事業、新しい文化の創造に関する事業、民間団体・まちづくり事業への助成 など
 - ② 各区の **地域振興** のための事業 **配分額 100,000 千円程度を予定**
 例示：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化事業 など
配分額◎：小高区 20,000 千円、鹿島区 20,000 千円、原町区 60,000 千円
を目安とする

予算要求区分表

区分	予算事業区分	主な経費	要求基準	備考
本庁見積事業	1 基礎経費	1 人件費、公債費、積立金（自治区振興基金を除く。）、投資出資及び貸付金、広域圏市町村組合など負担金	所要額	事業の細々目が10番代の事業
	2 本庁事業	2-2 普通建設事業のうち重点事業 2-1 物件費、補助費等のうち全市的な経費	実施計画 所要額 配分額 ㉑	事業の細々目が25番の事業原則、実施計画掲載事業 事業の細々目が20番代の事業
区役所見積事業	3 管理事業	3-1 物件費、補助費等のうち基本サービス提供に関する部分、扶助費 3-2 普通建設事業のうち地域事業で、新市建設計画に計上されている事業	実施計画 前年度比 ▲10% 掲載事業 前年度比 ▲15%	事業の細々目が30、50、70番代の事業、及び 4 地域事業のうち3款10款の事業で共通事業
	4 地域事業	4 1 ~ 3 以外すべて	配分額 ㉒ - 小高区 ㉓ - 鹿島区 ㉔ - 原町区	事業の細々目が35、45、55、65、75、85番の事業 各区自治振興基金事業 所要額 配分額 ㉑ - 地域振興
				事業の細々目がは40、60、80番代の事業、及び 3 款 10 款の事業のうち区独自事業

要求基準は、各事業で実施計画事業（所要額）を含む。

基本的に本庁事業**2-1****㉑**及び地域事業**4**（**㉒** - 小高区、**㉓** - 鹿島区、**㉔** - 原町区）に対しては一般財源ベースの枠配分とするが、その配分額については、後日、別途通知する。

3 重点分野について

平成20年度当初予算における重点分野については、総合計画に掲げた「ともにつくる、安心して潤いのある、活力に満ちた南相馬」の着実な実現に向け施策・事業を推進していくこととし、「平成20年度市政運営に向けての考え方」で示した以下6項目について重点的に取り組むものとする。

- ①常磐自動車道開通に向けた対応
- ②雇用創出・産業振興に向けた対応
- ③人口減少・少子高齢化への対応
- ④市民生活の安全・安心の確保への対応
- ⑤合併理念・目的及び一体化への早期実現に向けた対応
- ⑥各部（区）等における特色のある“目玉事業”

4 事務事業事前評価の実施

限りある財源の中でより質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図るため、事務事業事前評価実施要綱に基づき、新規事業について事務事業事前評価を実施する。

実施に当たっては、実施計画（新市建設計画含む）の位置付け、目的を明確にし、妥当性、有効性、緊急性・優先性について、所掌部門の利害を離れた全庁経営的な視点で判断すること。

5 予算編成過程の公表

予算編成過程での透明性を確保するために、要求状況及び査定理由等を積極的に公表する。